

発議第 31 号

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の
規定により提出します。

平成30年12月7日提出

提出者

流山市議会議員 小田桐 仙

賛成者

流山市議会議員 徳増 記代子

〃 乾 紳一郎

提案理由 子どもの多い世帯の国民健康保険料を軽減することにより、
子育て支援環境の充実及び子どもの保健の向上を図るもので
ある。

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

流山市国民健康保険条例（平成3年流山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（子どもの被保険者に関わる保険料の減免の特例）

第10条 当分の間、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者（世帯主及び当該世帯主の配偶者を除く。以下「子ども被保険者」という。）が3人以上属する世帯における子ども被保険者（当該子ども被保険者のうち、最年長の者から順に1人目及び2人目の者を除く）に係る第8条、第12条、第16条の3及び第16条の6の被保険者均等割額は、全て免除とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の流山市国民健康保険条例の規定は、平成32年度以後の年度分の保険料について適用し、平成31年度までの保険料については、なお従前の例による。